

近年、若者を中心に 増えているトラブル



全国では若者の相談件数が、
5年間で約16,000件も増加しています!

※独立行政法人国民生活センター公表資料より(2018年度~2023年度)



副業・情報商材や
マルチなどの
もうけ話



エステや
美容医療などの
美容関連



健康食品や
化粧品などの
定期購入



誇大な広告や
知り合った相手からの
勧誘など
SNSきっかけ



出会い系サイトや
マッチングアプリの
出会い系



消費者金融からの
借入れや
クレジットカードなどの
借金・クレカ



就活商法や
オーディション商法
などの
仕事関連



賃貸住宅や
電力の契約などの
新生活関連



デート商法などの
異性・恋愛関係



スマホや
ネット回線などの
通信契約



県民生活センターでは、若者の消費者トラブルを防止し、解決をお手伝いするため、弁護士から直接アドバイスが受けられる**若者専用の無料相談電話「まてふおん」**を設置しています。

どうしよう…と思ったら一人で悩まず、まずはご相談ください。

18歳・19歳に気を付けてほしい **消費者トラブル最新10選**

トラブル別アドバイスはこちらをご覧ください。(国民生活センターHP)



18歳以上の方は**“未成年者取消権”**が使えません

成年年齢は**18歳**です!

民法では、未成年者が保護者の同意を得ずに契約した場合、原則として**“未成年者取消権”**で取り消すことができますが、成年年齢が引き下げられたことにより**18歳から“未成年者取消権”**が行使できません。契約に関する知識や社会経験の少ない若者は、様々な勧誘のターゲットになる可能性があります。

※成人(18歳)になると一人で有効な契約ができますが、一方的に取り消すことはできません。

18歳からは
1人で契約できる
(例)

- スマートフォンを契約する
- ローンを組んで自動車を購入する
- クレジットカードを作成する
- ひとり暮らしのためのアパートを借りる

メールによる消費生活相談も受け付けています

✉ syohi@pref.iwate.jp

- 消費生活相談員が、相談内容を確認のうえ、電話で回答します。(メールでの回答はしておりません。)
- 電話は平日9時~17時、土日10時~15時30分の時間帯に行います。
- メールでの相談は24時間受け付けておりますが、回答までに時間がかかることがあります。
- 特に、土・日・祝日や年末年始に送信いただいた場合は、回答までの日数を要する場合があります。
- お急ぎの場合やまてふおんに関する問い合わせは、消費生活相談専用電話(TEL.019-624-2209)にご連絡ください。

利用方法

1. 件名は「メール相談(～について)」と記載してください。
[例:メール相談(身に覚えのない請求について)]
2. 本文には、必ず次の事項を記載してください。
①氏名(フリガナ)/②年齢/③お住まいの市町村名/④連絡先電話番号/⑤相談内容(相談内容はできるだけ詳細に整理して記載ください。)
※相談に対応するためには、詳しい内容の聞き取りが必要ですので、電話番号のない相談への対応はできません。
3. ファイル(写真や動画等)は絶対に添付しないでください。セキュリティ対策のため、ファイルが添付されたメールは開封しません。